

新型コロナウイルス感染症対策

まちづくり活動支援補助金
申請の手引き

募集期間

令和2年7月1日（月）～9月30日（水）

南相馬市コミュニティ推進課

《目 次》

1	まちづくり活動支援業補助の目的	1 P
2	補助対象となる団体	1 P
3	補助対象となる事業	1 P
4	補助金の内容	2 P
5	申請方法	2 P
6	採択方法	3 P
7	補助金の交付	3 P
8	実績報告と精算	3 P
9	事業成果報告	4 P
10	問合せ先	4 P
11	申請等関係様式	
	◆まちづくり活動支援事業補助金交付申請書	5 P
	◆まちづくり活動支援事業計画書	6 P
	◆まちづくり活動支援事業収支予算書	7 P
	◆まちづくり活動支援事業実績書	8 P
	◆まちづくり活動支援事業収支清算書	9 P
	◆まちづくり支援活動支援事業事後評価シート	10 P
	◆まちづくり活動支援事業補助金交付請求書	11 P

1 まちづくり活動支援業補助の目的

まちづくり活動支援事業補助金は、市民活動団体が地域資源を有効に活用し、自主性・主体性を持って取り組む、まちづくり事業や人材育成事業を実施するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助するものです。

今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、影響を受けている市民生活や地域課題の支援に取り組む団体を支援するため、市では、新たに「新型コロナウイルス感染症対策コース」を設けました。

《市民活動団体とは》

営利を目的としない、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する団体で、次のいずれにも該当しない団体です。

- ❖政治活動や布教活動を主たる目的とした団体
- ❖公職選挙法第3条で規定する公職の候補者若しくは公職にあるも又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体
- ❖公益を害するおそれがあると市長が認める団体

2 補助対象となる団体

補助対象となる団体は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ❖規約を有し、自主的・自発的に活動している団体又は活動することが見込まれる組織であること。
- ❖団体の代表者が明確で、主たる事務局の所在地及び活動の拠点が南相馬市内であること。
- ❖会計経理が明確である団体であること。
- ❖原則として3人以上で構成されている団体であること。

3 補助対象となる事業

- ❖新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活を支援する事業
- ❖新型コロナウイルス感染症により地域で生じた諸課題の解決に取り組む事業

《想定される活動》

- 市民の運動不足解消、健康増進活動
- 市内の子どもたちの食育のための啓発活動
- 市内の子どもたちが家で楽しめる塗り絵等教材作成活動
- 市内の高齢者等の買い物支援活動
- 災害時の新型コロナウイルス感染症対策への備えへの啓発活動 など

4 補助金の内容

補 助 率	補助対象経費の10分の9以内
補 助 限 度 額	50万円
補 助 回 数	同一事業あたり1回限り
補助対象経費	報償費・旅費・消耗品費・燃料費・印刷製本費・通信運搬費・広告料・保険料・委託料・使用料・賃借料・原材料費・負担金 ※対象経費においても、その内容によって補助対象経費とならない場合があります。担当課に問合せください。
補助対象外経費	団体の運営に関する事務経費 団体内会員への報償費

5 申請方法

(1) 申請方法

補助申請は南相馬市役所復興企画部コミュニティ推進課に申請してください。
なお、申請にあたっては、事前に関係書類を持参頂くなど相談をお願いします。

郵便番号 975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地（西庁舎1階）

南相馬市役所 復興企画部 コミュニティ推進課【市民活動支援係】

電 話 0244-24-5411 FAX0244-24-5347

(2) 提出書類

申請にあたっては、次の書類の提出を頂きます。

- ❖まちづくり活動支援事業補助金交付申請書
- ❖まちづくり活動支援事業計画書
- ❖まちづくり活動支援事業収支予算書
- ❖市民活動団体の規約
- ❖市民活動団体概要書
- ❖事業計画個別概要書
- ❖その他【見積書・カタログ等】

(3) 申請期限

募集期間は令和2年9月30日までですが、申請を随時受付し新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ効果的に実施するため、申請のあった計画について随時審査し、採択する計画です。

予算の関係から募集期間内で募集を終了することがありますので、ご了承願います。なお、募集を終了する場合は市のホームページでお知らせいたします。

6 採択方法

申請のあった事業計画の採択にあたって、認定委員会において採択基準に基づき審査及び審議を行います。その際に、認定委員会に出席を頂き、事業の説明・意見を求めることがあります。

《採択基準》

- ❖費用対効果 事業計画に基づき活動が投資した金額と比較して効果があるか
- ❖発展性 事業活動を通じて、市民活動団体の発展性がみられるか
- ❖公益性 新型コロナウイルスの影響によるもので社会の要請やニーズに照らした社会貢献活動であって、不特定多数の利益に供するものであるか
- ❖実現性 申請団体が自主性をもって、事業計画の実施が可能か。また、事業による新型コロナウイルス感染の危険性が回避されているか。

7 補助金の交付

補助金の交付は、事業完了後の確定払いとしますが、事業の遂行に必要な場合は概算払いにより補助金の交付を受けることが可能です。

概算払いにより補助金の交付を受ける場合は、別途、市に対して概算払い請求書の提出が必要となります。

8 実績報告と精算

事業が完了したら、その日から起算して15日以内に、市に対し実績報告書を提出する必要があります。

市は提出された実績報告書を基に、事業の実地精査を行います。補助金の額を確定します。なお、事業の実施にあたって、事業内容の変更や事業費の2割の増減を生じることがある場合は、事前に市の担当課に必ず相談をしてください。

《提出する書類》

- ❖まちづくり活動支援事業実績書
- ❖まちづくり活動支援事業収支清算書
- ❖成果品若しくはその写し又は事業実施の際の写真・パンフレット等
- ❖まちづくり支援活動支援事業事後評価シート
- ❖領収書の写し

※実地精査にあたっては、預金通帳及び現金出納簿等関係虚証資料の提示を求め審査を行うこととなります。

補助金請求は、補助金額が確定してから、まちづくり活動支援事業補助金交付請求書を提出してください。

9 事業成果報告

事業の成果等を広く市民にお知らせするため、事業内容の公表を計画しています。また、事業成果発表会への参加をお願いすることもあります。

10 問合せ先

便番号 975-8686

南相馬市原町区本町二丁目27番地（西庁舎1階）

南相馬市役所 復興企画部 コミュニティ推進課【市民活動支援係】

電話 0244-24-5411 FAX0244-24-5347

E-mail : commusui@city.minamisoma.lg.jp

様式第1号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

南相馬市長

住 所
氏 名
(代表者)

㊟

まちづくり活動支援事業補助金交付申請書

令和 年度において、別紙事業計画書のとおりまちづくり活動支援事業
(部門 コース) を実施したいので、南相馬市補助
金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により補助金 円
を交付されたく申請します。

様式第2号（第5条関係）

まちづくり活動支援事業計画書

（ 部門 コース）

事業者名等	事業名				
(担当者名及び連絡先) 電話 — —			新規	・ 継続	年目
実施場所	実施予定期間 着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日				
実施目的 (事業を実施することによる効果)					
事業内容 (発展性・継続性) (具体性・実現性)					

様式第3号（第5条関係）

まちづくり活動支援事業収支予算書

（ 部門 コース）

事業者名等	事業名

収入

区分	(A)今年度予算額 (円)	(B)昨年度決算額 (円)	(A)-(B)増減 (円)	説明
合計				

支出

区分	(A)今年度予算額 (円)	(B)昨年度決算額 (円)	(A)-(B)増減 (円)	説明
合計				

補助対象額	補助率	補助額	補助限度額	補助決定額	特記事項
(A)	(B)	(A)×(B)=(C)	(D)		
円		円	円	円	

備考：次は記入しないでください。

様式第12号（第10条関係）

令和 年 月 日

南相馬市長

住 所

氏 名

印

補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け南相馬市指令総第 号で交付決定のあった平成 年度まちづくり活動支援事業補助金について、南相馬市補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり補助金 円を概算払の方法によって交付されたく請求します。

記

1 事業の内容及び請求額の配分

事業種目	補助金額	今回請求額		残額		事業完了 予定年月 日
		金額	出来高	金額	予定 出来高	
まちづくり活動支援事業	円	円	%	円	%	
計						

2 前金・概算払の理由

事業の実施に当たり、予め支出しなければならない経費があるため。

第 号
令和 年 月 日

南相馬市長

住 所
氏 名 ⑩
(代表者)

まちづくり活動支援事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け南相馬市指令コ第 号で交付決定のあった令和 年度まちづくり活動支援事業補助金について、下記のとおり申請内容を変更したいので、南相馬市補助金等の交付等に関する規則第6条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 補助金交付決定年月日及び番号
令和 年 月 日付け南相馬市指令コ第 号
- 2 交付決定額 円
- 3 変更(中止・廃止)の理由
- 4 変更計画の内容

「変更計画の内容」の項は、様式第3号に準ずる書式により変更前と変更後の内容を対比できるように変更後を朱書とすること。

第7号様式(第10条関係)

第 号
令和 年 月 日

南相馬市長

住 所
氏 名 ⑩
(代表者)

補助金交付申請の取下げについて

令和 年 月 日付け南相馬市指令コ第 号で交付決定のあった令和 年度南相馬市まちづくり活動支援事業補助金について、下記の事由により、南相馬市補助金等の交付等に関する規則第8条の規定により申請を取り下げます。

記

取り下げる事由

様式第9号（第12条関係）

令和 年 月 日

南相馬市長

住 所
氏 名
(代表者)

㊟

まちづくり活動支援事業実績報告書

令和 年度において、まちづくり活動支援事業が完了したので、南相馬市補助金等の交付等に関する規則第13条の規定により、別紙まちづくり活動支援事業実績書及び収支精算書を添えて報告します。

様式第10号（第12条関係）

まちづくり活動支援事業実績書

（ 部門 コース）

事業者名等	事業名		
(担当者名及び連絡先) 電話 — —		新規 ・ 継続	年目
実施場所	実施期間 着手 年 月 日 完了 年 月 日		
実施目的			
事業内容			

様式第11号（第12条関係）

まちづくり活動支援事業収支精算書

(部門	コース)
事業者名等	事業名

収入

区分	(A) 今年度 決算額 (円)	(B) 今年度 予算額 (円)	(A) - (B) 増減 (円)	説明
合計				

支出

区分	(A) 今年度 決算額 (円)	(B) 今年度 予算額 (円)	(A) - (B) 増減 (円)	説明
合計				

備考：次は記入しないでください。

補助対象額	補助率	交付決定額	補助限度額	確定補助額	特記事項
円		円	円	円	

様式第12号（第12条関係）

まちづくり活動支援事業事後評価シート

（ 部門 コース）

事業者名等	事業名
事業の目的	
目的に対する成果・反省点	
成果・反省点を踏まえた上での今後の事業展開	
意見・要望等	

様式第14号（第14条関係）

令和 年 月 日

南相馬市長

住 所
氏 名
(代表者)

㊟

まちづくり活動支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け南相馬市指令コ第 号で交付決定のあった令和 年度まちづくり活動支援事業補助金について、その事業が完了したので、南相馬市まちづくり活動支援事業補助金交付要綱第14条の規定により補助金円を請